

令和5年度新入学児童「就学時健康診断」を実施します

令和5年春の小学校入学に備え、新1年生になる児童を対象とした健康診断を、11月16日(水)に行います。児童の健康状態を把握し、安心して学校生活を送るために必要な健康診断ですので、必ず受診してください。

詳しい日程と場所は、保育所や幼稚園を通じて配布した案内文書を確認してください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、健診内容を変更することもあります。その際は、保育所や幼稚園を通じてお知らせします。

■対象者  
平成28年4月2日～29年4月1

■検査項目  
日生まれの児童  
内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、言語検査、知能検査

■その他  
▽案内文書が手元がない場合は、教育委員会事務局に連絡してください。  
▽検査項目によって、保護者または代理の人の付き添いが必要です。  
▽健康診断で特別な配慮を希望する場合は、必ず事前に連絡してください。

■問い合わせ先  
教育委員会事務局 ☎46-5576

第5回「ひらいらいずみ」フェスタを開催します

自分の心と上手に付き合い、誰もが互いを尊重し、支え合う町を目指し、第5回「ひらいらいずみ」フェスタを開催します。

■日時：11月30日(水)午前10時～  
■場所：役場201会議室  
■内容  
講演、個別相談(要予約)、障がい者福祉施設によるパンとコーヒーの販売  
■定員：先着50人  
■講演内容①  
「障がい福祉サービスについて」

▽講師  
千葉芳揮氏(社会福祉法人幸得会副部長兼居宅介護支援センターやすらぎ施設長)  
▽講演内容②  
「次世代の子どもの心く生きづらさを抱えた人に寄り添って」  
▽講師  
阿部直樹氏(家族心理士・そらを見た会代表)  
■申し込み・問い合わせ先  
保健センター ☎46-5571

戦没者などの遺族に対する「特別弔慰金」について

戦没者などの遺族に「第11回特別弔慰金」を支給する手続きを受け付けています。請求が済んでいない場合、早めの手続きをお願いします。

■支給対象者  
▽弔慰金の受給権者  
▽戦没者などの子  
▽戦没者などの父母、孫、祖父

■健康「自死対策」のアンケートに協力をお願いします  
町は、令和6年度からの「健康ひらいらいずみ(第3次)」「町自死対策計画(第2次)」策定の基礎資料とするため、無作為に抽出した18～79歳の町民1200人にアンケート調査票を送付しました。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は子どもの権利を侵害する行為で、子どもの健やかな成長に影響を及ぼします。「虐待かも」と思ったら、町の相談窓口や児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)などに連絡してください。

■児童虐待とは  
▽身体的虐待  
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど  
▽性的虐待  
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

▽ネグレクト

乳幼児を家に残し外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

▽心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■相談窓口・問い合わせ先  
町民福祉課 ☎46-5562  
一関児童相談所 ☎21-0560  
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

在宅医療や介護について考える講演会(オンライン)を実施します

町は、地域のみなさんで在宅医療や介護について考えるきっかけづくりとして、講演会(オンライン)を実施します。

11月30日(いい看取り、看取られ)は「人生会議の日」です。命の危険が迫った状態になると、約7割の人が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなったりするといわれています。

もしものときに備え、大切にしていることや望む医療、ケアの考えを整理し、家族や友人などと話し合っておく「アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)」が大切です。この機会に人生会議について考えてみませんか。  
■日時：12月3日(土)  
午後1時30分～3時30分

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線や緊急速報メールなどで緊急情報をお知らせします。

ミサイルは、発射から10分もしないうちに到達する可能性があります。緊急情報のメッセージが流れたら、落ち着いて、直ちに行動してください。

■場所  
役場201会議室  
■基調講演  
「在宅医療・緩和ケアの現場から縁起でもない!!でも本当にそうなのか?誰でもいつかはその時のために」  
▽講師  
平野拓司氏(県立磐井病院緩和医療科長)  
■事例紹介  
「元気な時こそ人生会議〜いつでもどこでもその人らしく〜」  
▽講師  
小笠原章子氏(県立磐井病院緩和ケア認定看護師)  
■定員：先着50人  
■申込期限：11月25日(金)  
■申し込み・問い合わせ先  
保健センター ☎46-5571

■避難方法  
▽屋外にいる場合  
近くの建物内か地下に避難  
▽建物がない場合  
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る  
▽屋内にいる場合  
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する  
■問い合わせ先  
総務課 ☎46-5540

家屋を取り壊したときは、届け出てください

家屋の全部または一部を取り壊したときは、届け出が必要で、固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日時点で存在する家屋に課税されます。年の途中で取り壊した家は翌年度から課税されませんが、年末までに届け出てください。

■未登記家屋を取り壊したとき  
町税務課に「家屋滅失届」を提出してください。  
■登記済家屋を取り壊したとき  
法務局で滅失登記の申請を行ってください。役場での手続きは必要ありません。  
滅失登記を行わないとき、また

は滅失登記が家屋を取り壊した翌年以降になるときは、町税務課に家屋滅失届を提出してください。  
■注意事項  
家屋を取り壊した場合は、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。  
居住用家屋が建っている土地は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。そのため、家屋を取り壊すと、その土地は特例の適用から外れることとなります。  
■問い合わせ先  
税務課 ☎46-5563

町職員懲戒審査委員に

佐藤さん、小室さん、岩渕さん



佐藤 敏雄さん  
(長島字野田)

小室 光子さん  
(平泉字日照田)



岩渕 省一さん  
(長島字杉)

町議会定例会9月会議で同意され、町職員懲戒審査委員に佐藤敏雄さん(21区)、小室光子さん(6区)、岩渕省一さん(21区)が任命されました。  
任期は10月1日から3年間です。